

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則における
事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

営推発第6号
2022年11月28日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

(別 表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則		
事業者 設定 基準	第 6 条第 5 項	第 6 条第 2 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第 8 条第 2 項	送配電非関連固定費または送配電非関連可変費への配分基準
	第 18 条第 4 項	契約種別ごとの電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
燃料費 調整 制度	第 40 条第 2 項	燃料費調整制度における換算係数
	第 40 条第 4 項	燃料費調整制度における基準調整単価

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
 [第6条第5項関係]

1. 設定した基準

項 目		配 分 基 準
建設分担関連費振替額（貸方）		業務設備配分後の各部門設備別帳簿原価比 （活動帰属基準）
社債発行費		業務設備配分後の各部門設備別帳簿原価比 （活動帰属基準）
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。） （活動帰属基準）
	建設中の資産	業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比 （配賦基準）
	運転資本（営業資本）	各部門営業資本構成比 （活動帰属基準）

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準および配賦基準を設定することとした。

送配電非関連固定費または送配電非関連可変費への配分基準
 [第8条第2項関係]

項 目	配 分 基 準
(*) 給料手当	送配電非関連固定費に配分。
(*) 給料手当振替額(貸方)	送配電非関連固定費に配分。
(*) 雑 給	送配電非関連固定費に配分。
(*) 消耗品費	送配電非関連固定費と送配電非関連可変費の割合が1対1となるように配分。
(*) 修 繕 費	送配電非関連固定費に配分。
(*) 委 託 費	送配電非関連固定費に配分。
(*) 養 成 費	送配電非関連固定費に配分。
(*) 諸 費	送配電非関連固定費に配分。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。
(*) 建設分担関連費振替額(貸方)	送配電非関連固定費に配分。
(*) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	送配電非関連固定費に配分。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。

(*)の項目は, 環境対策費を除く。

契約種別ごとの電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等による
特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
[第 18 条第 4 項関係]

第 18 条第 2 項の規定による基準は，以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別は，特定需要において，電気の使用形態，電気の使用期間，電気の計量方法等の差異を勘案し，以下のとおり設定する。

契 約 種 別
定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯， 低圧電力，臨時電力，農事用電力

2. 料金制

契約種別ごとの料金制については，

- ・電気の使用量が極めて小規模な需要については，負荷設備容量にもとづく「定額料金制」
- ・それ以外の需要については，「最低料金制」または基本料金と電力量料金を組み合わせた「二部料金制」

を適用する。

また，電力量料金については，電灯需要，電力需要それぞれに以下の料金制を原則として適用する。

- ・電灯需要については，使用電力量を 3 段階に区分し，各段階ごとの使用電力量に対して異なる料金率を適用する 3 段階料金制を適用する。
- ・電力需要については，夏季(7 月～9 月)の使用電力量とそれ以外の使用電力量に異なる料金率を適用する季節別料金制を適用する。

3. 料金率

契約種別ごとの料金率については，これまでの料金制度の沿革を踏まえつつ，特定需要原価と，原価算定期間における契約電力及び販売電力量等の想定値により算出される料金収入が一致するよう，契約種別ごとに料金率を設定する。

この場合，季節間の使用形態や電力使用原単位，使用期間の差異，電気の計量方法の差異など，契約種別間の供給原価構成上の諸要因を参酌しつつ，契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。

また，基本料金率・電力量料金率については，次により定める。

(1) 基本料金率

基本料金率については、原則として1月を単位とし、使用する負荷設備などを基準に定める。なお、電力需要の基本料金率は、負荷の力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を反映する。

(2) 電力量料金率

(電灯の3段階料金制)

従量電灯の電力量料金率については、お客さまの使用実態を踏まえて料金適用電力量区分を3段階に区分したうえで、

- (ア) 第1段階の使用電力量の料金率については、(イ)の料金率より低廉とし、
- (イ) 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用にもとづくものとし、
- (ウ) 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映する。
- (エ) 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき300キロワット時とする。

(電力の季節別料金制)

電力需要の電力量料金率については、原価の季節間格差を勘案して、夏季、その他季別に定める。

燃料費調整制度における換算係数
[第 40 条第 2 項関係]

小売電気事業等の用に供する燃料ごとの比率を勘案し、以下のとおり換算係数を
定めた。

	石油	液化天然ガス	石炭
換算係数	0. 0 8 4 5	0. 0 6 9 9	1. 1 9 6 2

燃料費調整制度における基準調整単価
[第 40 条第 4 項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
(イ) 電灯		
契約負荷設備 10Wまで	1灯・1月	0.624
" 20Wまで	"	1.247
" 40Wまで	"	2.495
" 60Wまで	"	3.742
" 100Wまで	"	6.238
" 100W超過 50Wまでごとに	"	3.119
(ロ) 小型機器		
契約負荷設備 50VA まで	1機器・1月	1.863
" 100VA まで	"	3.726
" 100VA 超過 50VA までごとに	"	1.863
ロ. 臨時電灯 A		
契約負荷設備 50VA まで	1契約・1日	0.051
" 100VA まで	"	0.100
" 100VA 超過 500VA まで		
100VA までごとに	"	0.100
" 500VA 超過 1kVA まで	"	1.005
" 1kVA 超過 3kVA まで		
1kVA までごとに	"	1.005
ハ. 臨時電力(定額制供給)	1kW・1日	1.057
ニ. 農事用電力(脱穀調整用, 附則)		
契約電力 0.5kW	1契約・1日	0.264
" 1kW	"	0.528
" 2kW	"	1.056
" 3kW	"	1.585
" 3kW超過 1kW増すごとに	"	0.528
(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯 A・臨時電灯 B・公衆街路灯 B		
最低料金(最初の 11kWh まで)	1契約・1月	1.767
電力量料金(11kWh 超過分)	1 kWh	0.161
ロ. 上記以外の契約種別	1 kWh	0.161